

令和5年度歳末たすあい募金 当事者団体活動助成金募集案内

目的：地域福祉活動を行う当事者団体に助成金を交付し、地域福祉の増進を図り、地域福祉活動を支援します。

財源：この助成金は、歳末たすけあい募金を財源としています。
(助成総額108万円。当事者団体活動助成金、福祉団体活動助成金、
子ども会・育成会および老人クラブ活動助成金の総額)

募集期間：令和5年11月6日(月)～11月30日(木)まで ※必着

対象団体：地域福祉活動を行う当事者団体。

ただし、会議・定例会などの活動のみの場合は、対象となりません。

団体要件：下記のすべての要件を満たす団体が対象となります。

- ①主として我孫子市内で活動している当事者団体であること。
- ②団体の構成委員が5人以上であること。
- ③公序良俗に反する団体ではないこと。
- ④宗教や政治を目的とした団体でないこと。
- ⑤団体の構成員相互の共益、親睦のみの活動を行う団体ではないこと。
- ⑥同一の構成員が類似する複数の団体に所属し、類似又は関連する活動を行う場合は、いずれか1団体のみの申請となります。

対象経費：令和5年度の地域福祉活動を行うための活動経費

対象期間：令和5年4月1日～翌年3月31日までの単年度

助成金額：1団体：上限100,000円

また、昨年度の収入合計(繰越金を除く)の5%以内
審査の上、決定いたします。

当協議会では、市内の住民や商店からいただいた貴重な募金を、「歳末たすけあい配分委員会」で協議し、12月(歳末)に困窮世帯等に対する見舞金事業や地域で活躍されている市民団体等に配分しております。

歳末たすけあい募金運動の趣旨を踏まえ、ご活用いただければ幸いです。また、特に財源に問題がないようであれば、申請の見合わせもご検討ください。

また、募金活動にご協力をいただける場合は、歳末たすけあい募金担当 渡辺・遠藤までご連絡ください。(TEL: 04-7184-1539)

対象となる費用及び対象外となる費用：

◇対象経費

- ・消耗品費
- ・会議費（弁当などの食事代は除く）
- ・印刷製本費
- ・会場費
- ・旅費交通費（講師・出演者の交通費等）
- ・通信運搬費
- ・諸謝金（講師・出演者等）
- ・備品購入費（30,000円以上 団体の会員が共有して使用するもので、
継続して1年以上使用するものとする。）
など、事業に直接必要な経費

◇対象外経費

- ・会員、運営スタッフ等の人件費（日当を含む）
- ・光熱水費、家賃などの団体の運営経費
- ・団体の会員のみを対象として親睦を目的に行う事業に要する経費
- ・アルコール飲料
- ・特定の個人や団体に利益が生じる費用（会員個人への謝礼、ユニホーム代など）
- ・その他、審査により、不相当と認められる費用

申請方法：申請は、募集期間内に、我孫子市社会福祉協議会に郵送または窓口にて、
申請書類をご提出ください。

〒270-1166 我孫子市我孫子 1861

我孫子市社会福祉協議会 当事者団体活動助成金係 宛

申請書類：□令和5年度歳末 当事者団体活動助成金申請書（所定様式）

□添付書類 ①団体概要（所定様式）

②団体目的などについての確認書（所定様式）

③事業計画書（活動・事業計画・資金計画・所定様式）

④会員名簿（任意様式 A4サイズ）

⑤令和4年度活動報告及び決算書（任意様式 A4サイズ）

※本会ホームページから募集案内・申請様式は、ダウンロードができます。

審査方法：書類審査及び必要に応じて電話でのヒヤリング

審査結果：審査後、令和5年12月中旬ごろに文書にて結果を通知します。

交付時期：助成が決定した団体に対し、令和5年12月下旬に助成金の交付を行います。

取消・返還：「助成対象事業以外に使用」、「本来の趣旨を逸脱」、「助成事業が実施されなかった」、「事業報告、趣旨決算報告が適切に行われなかった」、「その他本会が不適当と認めた」場合は、助成の取消又は一部返還となります。

事業報告：支援期間終了後に、助成にかかる活動写真や歳末たすけあい募金寄付者へのメッセージを添付した「事業報告書（活動・事業報告、資金報告）」を提出していただきます。

また、**その際、助成対象経費の領収書（コピー）の添付が必要です。必ず、領収証の保管をお願いします。**

なお、団体が作成する「決算報告書」には、収入項目に「助成金」と記載し、備考欄に「歳末たすけあい募金配分金」と明記してください。

その他：①助成を受ける団体が多数の場合は、助成総額の範囲内において助成します。

②本会助成金による行事等のチラシや購入した物品には、歳末たすけあい募金による旨を明記していただきます。

③繰越金等を含めた団体の収入が、助成金額を大きく上回る場合は、申請をお断りすることがあります。

問い合わせ先：我孫子市社会福祉協議会 当事者団体活動助成金係 担当：渡辺

電話：7 1 8 4 - 1 5 3 9 Mail：y-watanabe@abiko-shakyo.com